



中小企業者の事業承継の税負担の軽減

【提案・要望先】財務省、経済産業省

1. 提案・要望内容

(1) 事業承継税制の要件緩和

- 対象となる発行済議決権株式総数の上限などの要件を緩和

(2) 個人事業者の事業承継の税負担の軽減措置の新設

- 建物および設備への相続税減税措置の新設
- 土地、建物および設備への贈与税減税措置の新設

<概算要求等の状況>

【経済産業省】事業承継税制の見直し（事項要求）

個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設（事項要求）

2. 提案・要望の理由

- 滋賀県においては、企業 36,580 社のうち、36,520 社（99.8%）を中小企業（うち個人事業者が 22,531 社（61.6%））が占めており（平成 26 年経済センサス基礎調査による）、本県経済に重要な役割を担う
- 本県では、人口の減少を食い止め、地域の活力を維持・発展していくために、事業承継の推進は非常に重要な課題であると認識しており、今年度の経営承継円滑化法に基づく認定事務等の都道府県への委譲を機に、今後、中小企業者の事業承継の取組みを積極的に推進予定
- 現在、会社に対しては、非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予措置があるが、対象となる発行済議決権株式総数の 3 分の 2 に達するまでの部分に限られることなどの要件があるため、事業承継の促進に向けて要件緩和を提案・要望
- また、個人事業者に対しては、事業用宅地の課税の削減措置が講じられているのみであるため、個人事業者の円滑な事業承継のために相続税および贈与税の減税措置の新設を提案・要望

<事業承継に係る税制の比較>

	会 社（事業承継税制）	個 人 事 業 者
相 続 税	後継者が相続により取得した非上場株式等の発行済議決権株式の 3 分の 2 に達する部分までの課税価額の 80% に対応する額を納税猶予（都道府県知事の認定が必要）	事業用宅地 400 ㎡までの税額を 80% 減額（建物・設備は対象外）
贈 与 税	後継者が贈与により取得した非上場株式等の発行済議決権株式の 3 分の 2 に達する部分までの課税価額の全額に対応する額を納税猶予（都道府県知事の認定が必要）	特例措置なし

(本県の取組状況と課題)

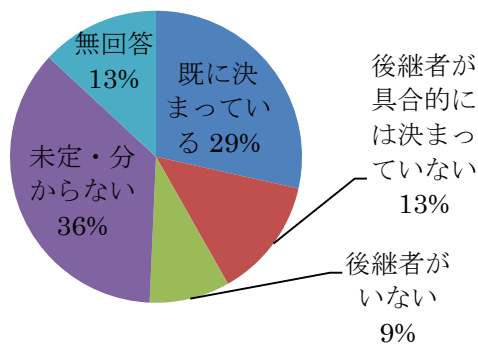
(1) 本県の事業承継促進に向けた取組

- ① 商工会、商工会議所、滋賀県産業支援プラザによる経営支援
 - ・事業承継に関わる相談対応、セミナーの開催等
- ② 県制度融資による事業承継の支援
 - ・貸付限度額：1億円、融資利率：年1.25%、融資期間：10年以内(据置2年以内)
- ③ 経営承継円滑化法に基づく認定等
 - ・第五次地方分権一括法により、平成29年度より経営承継円滑化法に基づく金融支援および事業承継税制に係る認定事務等が都道府県知事に委譲されたもの
- ④ 滋賀県事業引継ぎ支援センターとの連携
 - ・滋賀県中小企業再生支援協議会での情報交換等
(滋賀県事業引継ぎ支援センター・滋賀県中小企業再生支援協議会：近畿経済産業局から委託を受けて大津商工会議所に設置)

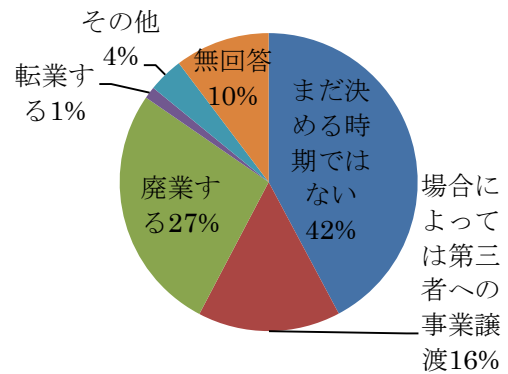
(2) 課題

滋賀県中小企業等実態調査（平成24年3月）より

後継者の有無 (N=1,163)



今後の意向 (N=524)



中小企業者（1,163社）の事業承継の有無について、36%が「未定・分からない」、9%が「後継者がいない」と回答し、これらの回答をした524社の今後の意向において、27%が「廃業する」と回答。

平成29年7月に県内商工団体の会員企業700社を対象としたアンケートをした結果、中小企業者（487社）の19%が「後継者難・事業承継」を課題と回答。

これらの調査結果から、本県の中小企業者において事業承継が顕在的、また将来的な課題であると考えられる。

SDGsとの関連

- 生産活動や適切な雇用創出、開発重視型の政策の促進に寄与（目標8）
- 働きがいのある人間らしい仕事の創出に寄与（目標8）